入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月3日

岩手県立遠野病院長 郷右近 祐司

1 調達内容

- (1) 委託件名 放射線画像管理システム保守業務委託
- (2) 委託概要 入札説明書による。
- (3)契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立遠野病院(遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地)
- (5) 入札方法 総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和 2・3・4 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岩手県内に本社(本店)を有する者又は県外に本社(本店)を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等が(2)の資格を有している者であること。
- (4) 岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例第 22 号)第3条に掲げる税目及び消費税の 滞納がないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(更生計画認可の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(再生計画認可の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員(執行役員含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、 その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7)入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日制定)に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号 028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地 岩手県立遠野病院総務課 電話番号 0198-62-2222

郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び1件につき重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。

また、岩手県立遠野病院ホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年3月22日 11時00分 岩手県立遠野病院会議室 入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同 月20日17時までに(1)の場所に提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札保証金 免除
- (3)入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和5年3月16日正午までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県立遠野病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4)入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、 無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 医療局財務規程 (昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号) 第 190 条の規程により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

(9) 個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、個人情報取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取扱いについて、下記の義務が生じるものであること。

- ア 受注者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。及び当該業務に従事する者(以下「受注業務従事者」という。) を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、 業務完了後も受注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にする こと。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還 し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等する ことがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法につ いて確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出 を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。